

セーフティネット系融資メニュー

災害・経済情勢悪化等（原油価格・物価高騰等）の影響を受けている中小企業者のみなさまを支援するための融資制度を実施していますので、ご利用ください。

【事業再生計画に基づき再生支援に取り組む場合】 ⇒ 資金繰りのサポート・国の保証料補助が受けられます。

【2026（令和8）年4月現在】

資金名称	利用資格の概要	融資限度額	利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考	
災害・経済情勢悪化等の影響を受けている方 経営改善サポート資金 （再生支援強化型）	大阪府内において事業を営んでおり、以下の①から⑫に掲げるいずれかの計画（※1）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センター含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停案項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	2億円うち、原則無担保8,000万円（※2）	年1.65%	15年以内（36ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	①責任共有対象保証年0.4%（実質）（※3） ②責任共有対象外保証年0.4%（実質）（※3） いずれも経営者保証免除対応適用の場合は0.2%上乗せします。	取扱金融機関	（※1）当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限りします。 （※2）一般保証枠とは別に2億円（うち原則無担保8,000万円）の限度額となります。 （※3） ①本来の保証料は年0.8%（経営者保証免除対応を受ける場合は年1.0%）ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.4%となります。 ②本来の保証料は年1.0%（経営者保証免除対応を受ける場合は年1.2%）ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.4%となります。 ※特定非営利活動法人については、利用できません。	
	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方。 ①6ヵ月以上の業歴を有し、国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方。（※5） ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方。 ③突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。 ④突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。 ⑤業況の悪化している業種に属する方。 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。	2億円うち、無担保8,000万円（※7）	金融機関所定	10年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	利用資格①～④、⑥ 年0.9% 利用資格⑤ 年0.8%	取扱金融機関	（※5）利用資格①は設備資金の取扱不可 （※6）資金利用の前提として、「内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じている」旨の経済産業大臣の告示があることが必要です。 （※7）セーフティネット型の利用資格⑤については、原則無担保8,000万円となります。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。	
	以下の認定要件をすべて満たす方。（※6） ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方。 ・原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方。								10年以内（24ヵ月以内）
大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、様々な要因により経営環境に影響を受け、以下の①～③のいずれかの最近1ヵ月の実績が前年同期と比べ減少している方。 ①売上高 ②売上高売上総利益率 ③売上高営業利益率	10年以内（12ヵ月以内）								保証協会所定

セーフティネット保証に係る認定について

大阪府の経営安定サポート資金、経営力強化資金（利用資格の②に限る）をご利用いただく場合、市町村長の認定書が必要となります。認定書は、各市町村のHP等で様式をダウンロードのうえ必要書類を添付し各市町村担当窓口へ提出してください。（※各市町村担当窓口は4ページ参照）

【認定要件】

セーフティネット5号認定（法第2条第5項第5号）	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近3ヵ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方
	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方
	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、為替相場の変動や人手不足等の外的要因により、原材料費や人件費等の増加を受けて利益率が20%以上減少している等の影響が生じている方

※ 業歴が1年3ヵ月未満でも、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。

※ 認定についての詳細は、市町村にご確認ください。